



滋 賃 審 第 7 号
令 和 7 年 8 月 8 日

滋 賀 労 働 局 長
多 和 田 治 彦 殿

滋賀地方最低賃金審議会
会長 木 下 康 代

滋賀県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月8日付け滋労発基 0708 第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり
の結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20
年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデ
ータにより比較したところ、令和5年10月1日発効の滋賀県最低賃金（時間額
967円）は令和5年度の滋賀県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し
添える。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを強く要望する。

- ① 中小企業、小規模事業者に対し、適切な価格転嫁が進む環境と各種支援
策の拡充を早急に対応することを要望する。
- ② 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を上げる
ため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援
の強化を要望する。
- ③ 中小企業への各種支援策・助成金・補助金等について、対象となる事業
所の拡大とともに、とりわけ小規模事業者が活用しやすくなるよう、申請
手続の簡素化等、より一層の実効性のある支援の拡充や経営支援の一層の
強化を要望する。
- ④ いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支
援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見
直しに取り組むことを要望する。

滋 賀 県 最 低 賃 金

- 1 適用する地域
滋賀県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1, 0 8 0 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

滋賀県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 滋賀県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 967 円
- (3) 発 効 日 令和 5 年 10 月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 5 年度
- (3) 生活保護水準（令和 5 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の滋賀県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（99,522 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると滋賀県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（註） 1 箇月換算額

$$967 \text{ 円（滋賀県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.807 \text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 135,628 \text{ 円}$$

※ 0.807は、岩手県の令和 5 年度最低賃金額893円で月173.8時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。